

綾部市住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金(こども加算分)申請書兼請求書

申請日 年 月 日

綾部市長 様

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
	年 月 日	電話 ()
マイナンバー	※日中に連絡可能な電話番号を記載してください。	

2. 申請者が扶養している18歳以下の児童の状況

※令和5年12月1日から令和6年3月31日までに出生した児童又は申請者と別世帯だが申請者が扶養している平成17年4月2日から令和6年3月31日までに出生した児童

	(フリガナ) 氏名	申請者との 続柄	マイナンバー	世帯主と住所が異なる場合は住所を記載
	生年月日			
1				
2				
3				
4				
5				

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者名義の口座)

- 公金受取口座で受給します。 ※マイナンバーカードに登録済みの口座です。
- 綾部市住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金(10万円)を受給した口座で受給します。

※口座を既に解約しているなどの理由で上記口座とは異なる口座への振込みを希望される場合は、以下の欄に記入してください。

【受取口座記入欄】※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでご記入ください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	1普通 2当座		

※ 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受取ができない方は、綾部市役所() (0773-42-3280(代))までお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、誓約・同意する場合は、□に『✓』を記入(チェック)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

綾部市住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金(こども加算分)(以下「給付金(こども加算分)」という。)の支給要件に該当します。

※ 給付金(こども加算分)の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① 綾部市住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金(10万円給付)を受給しました。
※現時点で、本市において、上記給付金の支給を申請中の方を含みます。
- ② 給付金(こども加算分)の支給要件の該当性等を審査するために、公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ③ この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金(こども加算分)の請求書として取り扱います。
- ④ 市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(こども加算分)が支給されないことに同意します。
- ⑤ 給付金(こども加算分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(こども加算分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(こども加算分)を返還します。

振込先金融機関口座確認書貼付箇所

(受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し)

表面で、新たな口座への振込みを希望された場合は、ここに確認書類を添付してください。

綾部市住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金(10万円)を受給した口座への振込みを希望される場合は不要です。

本人確認書類貼付箇所

運転免許証、マイナンバーカード(表面)、パスポート等顔写真付きのもの写し(いずれか1枚)

上記以外は、健康保険証、年金手帳、介護保険証等の写し(いずれか2つ以上)を貼付してください。

(注意)健康保険証は、保険番号及び記号・番号が見えないようにマスキングしたものの写しを貼付してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)